

令和7年度 重要事項説明書 (改訂版)

保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

1. 施設運営主体

事業者の名称	特定非営利活動法人 自然の会
代表者氏名	理事長 松本 健
法人の所在地	伊丹市鴻池4丁目9番12号
法人の電話番号	072-777-5890

2. 利用施設

施設の種 類	保育所
施設の名称	自然保育園
所 在 地	伊丹市鴻池4丁目9番12号
電 話 番 号	072-777-5890
園 用 携 帯 電 話	070-8787-8371
管 理 者 名	園長 松本 健
利用定員（年齢別） 45名	0歳児 12名
	1歳児 16名
	2歳児 17名
認 可 年 月 日	平成19年4月1日 定員変更（40名→50名）H28年4月1日 定員変更（50名→40名 0, 1, 2歳児）平成31年4月1日 定員変更（40名→45名 0, 1, 2歳児）令和7年7月1日

3. 保育方針・保育目標

保 育 方 針	楽しく安心できる園生活を基本とし、自然とのふれあいを重視し、遊びや生活を通して「生きる力」の基礎を培う。
保 育 目 標	・ 基本的な生活習慣を身につけ、健康で丈夫な体をつくる ・ 自然とのふれあいの中で豊かな感性をはぐくむ ・ 一つのことに對して根気強く最後までやり遂げる力を身につける ・ 異年齢の生活を通して思いやりの心を育てる ・ 集団の中で自分の意思を表現する力を身につける

4. 施設・設備等の概要

敷地	全体	436.85 m ²		
	園庭	106.22 m ²		
建物	構造	鉄骨造		
	延べ面積	324.00 m ²		
施設の内容	乳児室	1 室	保育室	2 室
	ほふく室	1 室	遊戯室	1 室
	調理室	1 室	乳幼児トイレ	2 室
	調乳・沐浴室	1 室	事務室	1 室
設備の種類	冷暖房、防犯・園内カメラ			
その他	駐車場、バルコニー			

5. 職員体制

令和7年1月1日現在

	職務の内容	常勤	非常勤
施設長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1人	
主任 保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1人	
保育士	入園児の保育業務と保護者との連絡調整	12人	6人
事務員	保育所の運営管理に必要な事務処理	1人	

*当園では、「法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例(平成)24年3月21日兵庫県条例第4条」及び「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。)」を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6. 保育を提供する日

開園日	月曜日から土曜日まで
開園時間	(平日) 午前7時から午後7時まで (土曜) 午前7時から午後6時まで
休園日	日曜日、祝日、12月29日から1月3日まで
その他	

7. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします

保育標準時間認定	保育時間	午前7時から午後6時まで
	延長保育時間	午後6時から午後7時まで (土曜日の延長保育は行っていません)
保育短時間認定	保育時間	午前8時半から午後4時半まで
	延長保育時間	午前7時から午前9時まで、午後4時半から午後6時まで

*やむを得ない理由により保育が必要な場合は、延長保育を提供します。延長保育の利用にあたっては、お支払いいただく通常の保育料のほかに、別途利用者負担が必要となります。

8. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成29年3月31日厚労告117)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- ① 保育の提供
上記7に記載する時間において、保育を提供します。
- ② 統合保育事業
支援の必要な子どもに対する保育を提供します。
- ③ 一時預かり事業

9. 食事の提供方法等について

- ① 食事の提供方法
調理業務は、富士産業株式会社が行います。
- ② 食事の提供を行う日
保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。
行事等によってお弁当の持参をお願いする日があります。
献立表は毎月25日に配布します。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	昼食	午後間食	備考
0歳児	10時半頃	14時半頃	
1歳児	11時頃	15時頃	
2歳児	11時頃	15時頃	

- ③ アレルギー対応状況
アレルギーをお持ちのお子さんには、除去食及び代替食に対応しています。その際は、医師による診断書の提出が必要です。
※場合により、お弁当を持参いただくこともあります。

10. 利用料金

- ① 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）
支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。
- ② 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等（実費負担）
①に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については別途お知らせします。

11. 利用の開始について

当園では、伊丹市の利用調整に基づき当園に入所決定された支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

12. 利用の終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- ① 利用児が3歳児に達した歳の年度末
※3歳児の4月より第二自然保育園への入所になります。
- ② 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

13. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

① 内科

医療機関の名称	辰己こどもクリニック
医院長名又は医師名	辰己 和人
所在地	伊丹市中野東3-82
電話番号	072-772-0536

② 歯科

医療機関の名称	渡辺歯科
医院長名又は医師名	渡辺 俊丈
所在地	伊丹市北野5-37-6
電話番号	072-781-8290

14. 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する緊急連絡先等へ速やかに連絡を行い、または必要な医療機関での受診を行います。

15. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。		
避難訓練	非常災害を想定した避難訓練を月1回実施		
防災設備	自動火災報知機	誘導灯	
	ガス漏れ報知器	非常警報装置	
備蓄品目	3日分の水・食事、防災ずきん、毛布、携帯用トイレ、救急セット、レスキューセット、カセットコンロ・ボンベ		

※伊丹市に気象警報が発令されている場合でも原則保育所は開所しています。「特別警報」が発令された場合は閉所になる場合もあります。また、大きな地震があった場合（おおむね震度6以上）は閉所になる場合もあります。開所している場合でも、警報発令時や災害発生時は保護者の方がお仕事の場合のみお預かりになり、それ以外のご家庭（産休・育休中、求職活動中など）は家庭保育になります。

16. 保険の加入

当園では以下の保険に加入しています。

保険会社	社会福祉法人全国社会福祉協議会
保険の種類	保育所の損害補償 基本プラン

保険会社	日本スポーツ振興センター
保険の種類	災害共済保険

※保険の詳細についてお知りになりたい場合は、事務所にお問い合わせください。

17. 保育内容に関する相談・要望・苦情

受付担当者	主任保育士 小林 優
受付責任者	園長 松本 健
利用時間	午前 9 時から午後 5 時まで
連絡先	電話 072-777-5890
	FAX 072-744-5434
	メールアドレス sizen-h.1904@mbr.nifty.com
受付方法	面接・電話・文書等の方法で相談・要望・苦情を受け付けます。
第3者委員	松原 昌昭 072-781-1403

18. 虐待の防止のための措置に関する事項

- ① 当園は、入所されている子どもの人権擁護・虐待の防止のために必要な体制を整備し、職員による虐待等の行為の禁止、虐待防止研修の実施など必要な措置を講じます。
- ② 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条に基づき、児童虐待の早期発見に努め、虐待や不適切な養育が疑われる場合は速やかに関係機関に通告します。(通告義務があります。)

19. 個人情報の保護に関する事項

自然保育園では、個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守し、個人情報の保護に万全を尽くします。

防犯・園内カメラの運用規定を設けています。別紙（防犯・園内カメラ運用規定）

なお、伊丹市内での転園の際には入所児童連絡票等、個人情報の伝達があります。

20. 当園におけるその他留意事項

- ① 自然保育園では、インターネットを通しての写真販売を行います。

写真代行販売サービス (株)ハッピースマイル

〒331-0047 埼玉県さいたま市西区指扇1753

TEL: 048-729-5278 FAX: 048-729-5280

プライバシーマーク登録番号: 第17001599号

- ② 自然保育園ホームページがあります。

<http://www.sizenhoikuen.com>

アルバム閲覧の際のパスワード sizen2007

別 表

1. 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
共済掛金	スポーツ振興センター保護者負担金	年額 210円
入園時学用品	クレパス	500円
入園児学用品	自由画帳	350円
入園児学用品	おたよりケース	250円
乳児用連絡帳		随時 350円

※学用品代は年度によって価格が変更される場合があります。

2. 延長保育に係る利用者負担

各月初日の延長保育を受ける児童の属する世帯の階層区分		徴収金額（月額）	
		施設の開所時間以降	施設の開所時間内
階層区分	定義	1時間	
第1	保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1項の里親である世帯	0	0
第2	第1階層を除き、当該年度分（延長保育を受けた月が4月から8月までの場合にあっては、前年度分）の市町村民税を課されない世帯	1,000	0
第3	第1階層及び第2階層に該当しない世帯	4,000	500

重要事項説明書についての同意書

令和 年 月 日

当園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名 自然保育園

園長 松本 健

私は、本書面に基づいて自然保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け同意しました。

保護者住所

保護者氏名

印

児童との続柄

児童名

児童名